

エアコン購入費等を助成

対象者
助成限度額が
変わりました

●対象者

次の①のいずれか1つに当てはまり、②～⑤の4つすべてに該当すると助成を受けられます。

【① いずれか1つ該当】

- ・75歳以上の者がおり、65歳以上の者のみで構成する世帯
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人がある
- ・療育手帳A判定の交付を受けている人がある
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人がある
- ・未就学児がいる

【すべてに該当】

- ② 加古川市内在住
- ③ 自宅に使用できるエアコンがない
※壊れて動かない場合も該当
- ④ 収入、資産等が基準額以下
- ⑤ 生活保護を受給していない

●助成限度額

60,000円（1世帯1回・1台限り）

※エアコンの購入及び設置や修理の費用と60,000円のうち、いずれか少ない金額を助成します。

●助成金の受取方法

(1)申請者が受け取る

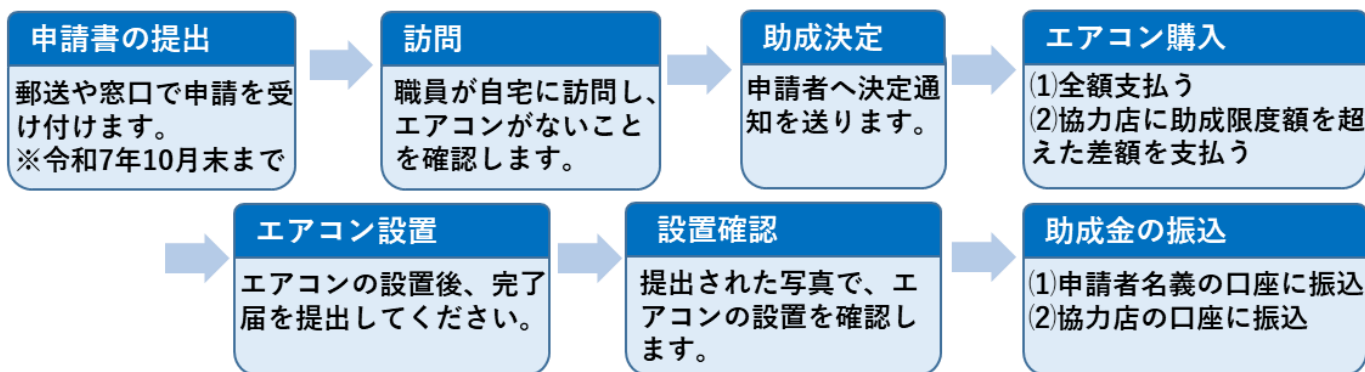
申請者が購入等の代金全額を協力店に支払ったあと、申請者名義の口座に助成金を振り込みます。

(2)協力店が受け取る

申請者が助成限度額を超えた差額を支払ったあと、協力店の口座に助成金を振り込みます。

※(2)は協力店でご利用できます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

●手続きの流れ



※注意事項※

- ・助成金の交付は、1世帯につき1台分限りです。
- ・申請後、助成の対象であるか市の職員が自宅に訪問します。訪問のあと、助成決定を受けてからエアコンを購入してください。
- ・賃貸物件の場合、貸主に設置の届出をしてください。

お問い合わせ

担当課：地域福祉課 くらしサポート相談窓口
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
Tel：079-427-9382
申請書など、くわしくはこちらから→



加古川市
KAKOGAWA CITY